

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令）

総務課

## 1 訓令の概要

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の身分、任用、給与その他の勤務条件に関して必要な事項を定めた訓令。

## 2 改正の経緯及び必要性

- (1) 妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）が施行されたことに伴い、非常勤職員においても、看護休暇の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇及び介護時間の新設等を行う必要があった。
- (2) 人事委員会勧告を踏まえた沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年沖縄県条例第56号。以下「改正給与条例」という。）が平成28年12月28日に公布、施行された。

改正給与条例の施行を踏まえ、常勤職員の給与との均衡を考慮し定められる一般職の非常勤職員の時給単価についても改める必要があった。

- (3) 今回改正された訓令は、知事部局において同様の訓令が4月1日に施行されることを踏まえ、教育委員会においても同日に施行する必要があったが、施行日までに教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条に基づき、教育長による臨時代理により改正した。

## 3 改正の概要

- (1) 看護休暇の対象となる子の範囲を拡大するため所要の改正を行った。（第16条第1項第4号関係）
- (2) 短期介護休暇を時間単位で取得できるよう所要の改正を行った。（第16条第1項第5号関係）
- (3) 介護を必要とする者ごとに、3回を超せず、かつ93日の範囲内で、勤務しないことができる介護休暇を新設した。（第16条第1項第6号、第16条第2項第1号関係）
- (4) 介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる介護時間

を新設した。（第16条第1項第7号、第16条第2項第2号関係）

(5) 非常勤職員の時給単価を改めた。

4 公布日（公報登載日）及び施行年月日

公 布 日 平成29年3月31日

施 行 年 月 日 平成29年4月1日

5 新旧対照表

別添参照

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成20年教育委員会訓令第22号）新旧対照表	
新	旧
第1条から第9条まで（略）	第1条から第9条まで（略）
（給与）	（給与）
第10条 非常勤職員の給与は、別表第1の左欄に掲げる当該職員の職務に対応する給料表及び中欄に掲げる号給に応じ、同表の右欄に掲げる時給により支給し、適用する号給については、教育長が別に定める。	第10条 非常勤職員の給与は、別表第1の左欄に掲げる当該職員の職務に対応する給料表及び中欄に掲げる号給に応じ、同表の右欄に掲げる時給により支給し、適用する号給については、教育長が別に定める。
第11条から第15条まで（略）	第11条から第15条まで（略）
（無給休暇）	（無給休暇）
第16条（略）	第16条 所属長は、非常勤職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。
(1)～(3)（略）	<p>(1) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性の非常勤職員が申し出した場合 出産日までの申し出た期間</p> <p>(2) 女性の非常勤職員が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の非常勤職員が勤務を申し出した場合において医師が支障がないと認めめた業務に就く期間を除く。）</p> <p>(3) 生後1年に達しない生児を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間</p>
	<p>(4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する非常勤職員が、当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかつた当該子の世話をを行うことをいう。）のため又は当該子に予防接種若しくは健診を受けさせたため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間</p>
	<p>(4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤職員が、当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかつた当該子の世話をを行うことをいう。）のため勤務を受けさせたため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲</p>

- (5) 次に掲げる者（イ、ウ及びエに掲げる者にあつては、非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う非常勤職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日）  
 ア 配偶者、父母、子（配偶者の子を含む。以下同じ。）及び配偶者の父  
 母  
 イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹  
 ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者  
 エ 子の配偶者及び配偶者の子
- (6) 次のいずれにも該当する非常勤職員が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、非常勤職員の申出に基づき、当該介護を必要とする者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間ににおいて必要と認められる期間（以下「介護休暇」という。）  
 ノ 1週間の勤務日が3日以上とされているもの又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの  
 ハ 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であるもの  
 ニ 指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないもの
- (7) 次のいずれにも該当する非常勤職員が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、当該介護を必要とする者ごとに、連続する3年の期間（当該介護を必要とする者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間において1日ににつき2時間（当該非常勤職員について1日ににつき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間

- (5) 次に掲げる者（イ、ウ及びエに掲げる者にあつては、非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う非常勤職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日）  
 ア 配偶者、父母、子（配偶者の子を含む。以下同じ。）及び配偶者の父  
 母  
 イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹  
 ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者  
 エ 子の配偶者及び配偶者の子

(新設)

(新設)

が2時間以下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内であると認められる期間(以下「介護時間」という。)

ア 1週間の勤務日が3日以上とされているもの又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 1日につき定めた勤務時間が6時間以内である勤務日が定められているもの

ウ 特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの

- (8) 女性の非常勤職員が生理日の勤務が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
- (9) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
- (10) 公務によるない負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1の年度において10日の範囲内で必要と認める場合

- (11) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢(しよう)血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対する登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間
- (12) 女性の非常勤職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健診に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間

2 前項第6号の介護休暇及び同項第7号の介護時間の休暇の単位は、次に掲げる単位とする。

- (1) 介護休暇 1日又は1時間(1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と介護を必要とする者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内の時間)
  - (1) 介護休暇 1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(前項第7号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にはあつては、当該減じた時間)の範囲内(沖縄県職員の育児休業等に関する条例第27条第3項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない
- (2) 介護時間 30分(1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(前項第7号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にはあつては、当該減じた時間)の範囲内(沖縄県職員の育児休業等に

- (6) 女性の非常勤職員が生理日の勤務が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
- (7) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
- (8) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1の年度において10日の範囲内で必要と認める日又は時間
- (9) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢(しよう)血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対する登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間
- (10) 女性の非常勤職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健診に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間 (新設)

時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内の時間)

第17条から第20条まで（略）

別表第1（第10条関係）

給料表		号給	時給
行政職給料表		1	910円
		2	1,000円
		3	1,030円
		4	1,070円
		5	1,180円
		6	1,260円
		7	1,360円
		8	1,490円
		9	1,610円
教育職給料表		1	1,280円
		2	1,410円
		3	1,530円
現業職給料表		1	920円
		2	1,100円

第17条から第20条まで（略）

別表第1（第10条関係）

給料表		号給	時給
行政職給料表		1	900円
		2	990円
		3	1,030円
		4	1,060円
		5	1,170円
		6	1,250円
		7	1,350円
		8	1,480円
		9	1,600円
教育職給料表		1	1,270円
		2	1,400円
		3	1,520円
現業職給料表		1	910円
		2	1,090円